

## 実践キャリア・アップ戦略 カーボンマネジャー ワーキング・グループ

### カーボンマネジャー事業主体の公募について(公募要領)

平成23年6月15日

内閣府

- 現在、政府においては、「新成長戦略」における「国家戦略プロジェクト」のひとつとして、実践的な職業能力の評価・認定制度(キャリア段位制度)を構築するとともに、それに基づく育成プログラムの整備などを含めた全体を「実践キャリア・アップ戦略」として、一体的・総合的に整備・推進しているところです。本戦略は、今後雇用創出が期待される成長分野として、まずは「第1次プラン対象業種」すなわち、省エネ・温室効果ガス削減等に関する人材、すなわち「カーボンマネジャー」を含めた3業種を、来年度から実施に移していくこととしております。
- 5月18日の第5回「専門タスクフォース」(主査:大久保幸夫内閣府参与、リクルートワークス研究所長)においては本戦略の「基本方針」がとりまとめられ、カーボンマネジャーについても「論点整理」という形で「省エネ・温室効果ガス削減等人材(カーボンマネジメント人材)ワーキング・グループ」(座長:松橋隆治東京大学大学院教授)における検討成果の報告が行われたところであります。7段階毎の能力評価の基準や、来年以降の本格的な事業実施に向けた運営体制のイメージなど、その内容の詳細は、以下のURLを御参考下さい。  
(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kinkyukoyou/suisinteam/index.html>)
- こうした中で、当面、カーボンマネジャー等については、ワーキング・グループにおいて、具体的な能力評価の基準及び育成プログラムを速やかに策定し、その上で、これらを検証するための実証事業を行うこととされております。これらを迅速かつ効果的・効率的に行うため、類似事業等における実績・経験など、一定の選定基準を満たす事業主体について、内閣府(実践キャリア・アップ戦略カーボンマネジャーワーキング・グループ(以下、「本WG」とする。))として、以下のとおり公募致します。

- 事業の概要、応募方法その他留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、熟読いただくようお願いいたします。なお、実施主体として選定された場合には、内閣府の指示に従って手続きを行っていただくこととなります。

## 【公募要領目次】

### I. カーボンマネジャー事業主体の募集について

- 1. 本事業の目的
- 2. 対象となる事業等について
- 3. 事業者の選定について
- 4. 選定基準について
- 5. 応募の方法について

### II. 留意していただきたい事項

- 1. 基本的な事項について
- 2. 今後のスケジュール

## I カーボンマネジャー事業主体の募集について

### 1. 本事業の目的

カーボンマネジャー事業(以下「本事業」という。)を通じ、

- ① カーボンマネジャーに係るキャリア段位制度等の来年以降の本格的実施に向け、評価基準、育成プログラム等の策定・検証に係る本WG等への協力を行うとともに、
- ② 併せて、東日本大震災後の電力不足の現状にも速やかに対応・貢献できるよう、「レベル1～4に相当する人材」の一定規模(50～100名を目途)の早期、具体的には今冬に間に合う形での輩出を狙いといたします。

### 2. 対象となる事業等について

事業主体は、前述の「基本方針」及び「第一次プラン対象3業種に関する論点整理」(別添参照。いずれも5月18日、第5回専門タスクフォースとりまとめ)に基づき、具体的に以下の事業を行うこととします。

- ① 本WGの行う評価基準、育成プログラムの作成に係る協力(当面、対象となるレベルは1～4。実証事業後の検証等を含む。)
- ② 実証事業に係る以下の各事業の企画・実施(当該主体が統括した上で一部事業を他者へ委託することも可能。対象レベルは1～4の一部又は全部)
  - ・ 研修生に対する研修実施(レベル2～4は5日間程度)
  - ・ 研修後、研修修了生の関連企業・団体等における実働(2～3週間程度)
  - ・ 実働後、研修修了生に係る評価等

なお、本実証事業を通じ研修を修了した者に対しては、本WGによる最終的な評価後、暫定的な「レベル」の認定を行います。今次実証事業で活用される評価基準等の内容が来年以降の本格的実施においても概ね同様である場合には、今回の修了者が比較的円滑に正式な「レベル」の認定を受けることができるよう、具体的な手法についても、今後、本WGにおいて検討することとします。

### 3. 事業主体の選定について

本事業は一般公募により、自主的に、事業を実施する主体を募集するものです。原則として、本事業は、事業主体が既存の類似事業を活用すること等により実施いただくこととし、固有の予算措置は講じないことといたします。

応募のあった事業主体の中から、4. の選定基準等を勘案し、本WGにおいて審査を行ったうえで、事業主体を選定します。

なお、選定された事業主体の具体的な事業内容・運営方法等については、選定後に開催される本WGの審議内容等により、必要に応じ、事業主体間で調整を行いますので、あらかじめご了承ください。

### 4. 選定基準について

本WGにおいて、以下の「選定基準」に基づき、事業者から提出された提案書等の内容について、各委員（利害関係者は除く。）が項目ごとの審査を行い、全体を総括した上で評価・選定を行います。

#### (1) 実施主体の事業遂行能力・信頼性

- 育成プログラム作成、研修実施等に係る類似事業等において実績・経験が明確に示されていること。

#### (2) 事業の具体性・特徴等

- 事業対象とする地域・施設・レベル・年齢層・専門分野等の特定等を通じ、事業の内容が具体化されていること。（注1）  
（注1）例えば、
  - ・ 研修生の募集・管理・評価、講師の手配、確認テストの実施などの研修に係る方法、
  - ・ 研修修了生を実働させる関連企業・団体の手配などに係る手法
  - ・ 事業の普及・広報に係る手法など
- 事業をより効果的・有意義なものとするための事業実施上の工夫や専門分野の提示など、当該事業に係る特徴が示されていること。（注2）  
（注2）例えば、
  - ・ 喫緊の電力不足に対応する節電方法等にノウハウを有していること
  - ・ 再生エネルギーやバイオマス利用などの専門分野を有していること

- ・ 学生又は企業退職者など、研修生の募集等に係るノウハウを有していること  
など

### (3) 事業の実施体制

- 目標・スケジュールを達成するための事業実施体制(主たる事業者たる事業主体と、一部事業を委託された事業者等との役割分担、担当スタッフの配置など)が合理的なものとして具体的に示されていること。
- 研修生の一義的な評価を行う者が明確に示されていること。
- 事業を適切に行うために要する費用の概算及び財政的裏付けがあること。

### (4) その他

- 「Ⅱ. 留意していただきたい事項」、内閣府及び本WGの指示、他の参加者との協力等を順守できること。

## 5. 応募の方法について

### (1) 公募期間及びスケジュール

**公募期間 平成23年6月15日(水)から平成23年7月5日(火)必着**

7月6日～ 選定作業

7月上旬 本WGの開催

「事業主体」の選定

以降随時 選定された事業主体への連絡・事業主体の公表(内閣府 HP 等)  
事務局と打ち合わせ 事業実施等

### (2) 応募に必要な書類及び提出部数

所定の用紙にご記入のうえ、7月5日までに、事務局まで郵送または持ち込みでご提出をお願いいたします。

### (3) 提出先

内閣府政策統括官(経済財政運営担当)付参事官(産業雇用担当)  
〒100-8970 東京都千代田区霞が関 3-1-1

### (4) 応募に関する問い合わせ

内閣府政策統括官(経済財政運営担当)付参事官(産業雇用担当)  
FAX: 03-3581-4772

## Ⅱ 留意していただきたい事項等について

### 1. 基本的な事項について

#### (1) 事業内容の調整について

事業主体に選定された場合、内閣府と事業内容の調整を行います。また、事業の途中において、内閣府から事業者間の事業内容の調整等をお願いすることがあります。

#### (2) 事業の開始・終了

事業主体に選定された事業者は、内閣府と事業内容の打ち合わせを行い、計画にしたがって事業を開始するものとし、23年12月末を目途に事業を終了するものとします。事業終了後は必要に応じて実績報告書を提出することとします。

#### (3) 事業の変更・中止等について

やむをえず、本事業の遂行が困難となり、事業を変更・中止する場合は、内閣府と相談のうえ、事業内容を変更・中止するものとします。また本事業に適合しない事実が明らかになった場合は、事業主体に対し、適合させるための措置をお願いすることがあります。適合しない場合は、事業主体の登録を取り消す場合があります。

#### (4) 本事業の事故の報告について

事業中に本事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに内閣府に報告して下さい。

#### (5) 著作権等の取扱いについて

本事業にて策定した評価基準等については、その著作権を放棄し、著作権が国に帰属することに同意していただくことになります。

## 2. 今後のスケジュールについて

### 【7月上旬】

- ◇ 第6回WGの開催
  - ・ 「事業主体」の選定（5～10事業者程度）

### 【7月上旬～下旬】

- ◇ 事業主体の代表者等も参加・協力した形でのWG等の集中開催
  - ・ 評価基準、育成プログラムの作成作業

### 【7月下旬～8月上旬】

- ◇ 第〇回WGの開催
  - ・ 評価基準、育成プログラムの正式決定、及び、実証事業実施及びその評価に係る詳細の決定

### 【8月上旬～9月上旬】

- ◇ 研修の実施

### 【9月上旬～10月上旬】

- ◇ 協力企業・団体での実働

### 【10月上旬～下旬】

- ◇ 評価手続き実施
- ◇ 第〇回WGの開催
  - ・ 評価結果の公表

### 【11月以降】

- ◇ 予算措置、「カーボンマネジャー評価認証委員会（仮称）」の人選を含めた、「評価・認定スキーム」全体の具体的設計（評価基準等の検証等を含む。）

## カーボンマネジャー事業 提案書

提案団体名	
事業全体の構 想・特徴	<p>※事業全体の構想について以下の項目等について出来るだけ具体的に記載してください。</p> <p>&lt;例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修生の募集・管理・評価、講師の手配、確認テストの実施などを含めた研修に係る方法</li> <li>・研修修了生を実働させる関連企業・団体の手配などに係る手法</li> <li>・事業の普及・広報に係る手法</li> </ul>
事業対象	<p>※事業対象とする地域・施設、研修生の年齢層・属性、研修の専門分野等の特徴等について記載してください。</p> <p>&lt;専門分野の特徴の例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・喫緊の電力不足に対応する節電方法等にノウハウを有している</li> <li>・再生エネルギーやバイオマス利用などの専門分野を有している</li> <li>・学生又は企業退職者など、研修生の募集等に係るノウハウを有している</li> </ul> <p>など</p>

事業をより効果的・有意義なものとするための事業実施上の工夫	
事業による研修内容（レベル）・研修人数	
過去の類似事業例	

体制整備と事務費用	
事業をどのような体制で行うか。	※具体的な再委託先、実地研修先などが決まっている場合は記載してください。
上記の事務を実施するための実施体制・人員	※研修生の一義的な評価を行う者を明確に記載してください。 ※ 具体的に予定している者がいる場合は、具体名及びその者が適切な理由についても記載してください。
上記の事務を実施するための資金収支	

	実施スケジュール
○年○月	※記入例
	研修カリキュラム検討
	研修生募集開始
	研修生募集締め切り
	研修開始
	研修修了
	修了認定
	報告書作成

※必要に応じて、行や欄を追加していただいて構いませんが、全体の枚数は6枚程度にしてください。

提案者の概要	
提案団体名	
所在地	
設立	年 月 日
役員等	※代表者と理事全員（他の肩書きがある場合はそれを含めて記載ください。国家公務員経験のある方については最終官職名を明示ください。）
法人の目的	
主な活動	
担当者（連絡先）	
氏名	
所属	
所在地	
連絡先（電話）	
（FAX）	
（Email）	

※必要に応じて行や欄を追加してください。